

令和 8 年度大泉町監査計画

令和 8 年 3 月 2 5 日
大泉町監査委員 決定

1 基本方針

監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、町の事務の管理及び執行等について、法令等に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、大泉町監査基準に基づいた監査等を実施するものとする。

2 監査の種類及び方針

- (1) 定期監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項(財務監査)及び第 4 項、大泉町監査委員条例第 2 条)

町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを監査する。

- (2) 行政監査（地方自治法第 1 9 9 条第 2 項、大泉町監査委員条例第 3 条)

事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを監査する。

なお、定期監査を実施する中で、必要に応じて、行政監査を行っていく。

- (3) 随時監査（地方自治法第 1 9 9 条第 5 項、大泉町監査委員条例第 3 条)

監査委員が必要と認めたときは、いつでも定期監査に準じて監査する。

- (4) 財政援助団体等監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項、大泉町監査委員条例第 3 条)

監査委員が必要と認めたときは、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助団体等の目的に沿って行

われているかどうかを監査する。

- (5) 公金の収納等監査（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項、大泉町監査委員条例第3条）

監査委員が必要と認めたとき又は町長の要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務が適正に行われているかどうかを監査する。

- (6) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項、大泉町監査委員条例第4条）

毎月、会計管理者等の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数を検証するとともに、現金の出納事務が正確に行われているかどうかを検査する。

- (7) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項、大泉町監査委員条例第5条）

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ、正確であるかどうか審査するとともに、予算の執行又は事業の経営が正確で、かつ効率的に行われているかどうかを審査する。

- (8) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金運用が確実かつ効果的に行われているかどうかを審査する。

- (9) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項、大泉町監査委員条例第6条）

決算審査時に健全化判断比率・資金不足比率の状況及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるかどうかを審査する。

- (10) 要求等に基づく監査（地方自治法第75条第1項に基づく住民の直接請求、同法第98条第2項に基づく議会からの請求及び同法第199条第6項に基づく町長からの要求による監査）

町の事務の執行に関する住民（有権者の総数の50分の1以上）からの請求及び議会からの請求並びに町長からの要求があった場合に監査する。

- (11) 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第1項）

町長及び職員の違法、不当な公金の支出等が認められるとき、これらを証する書面を添えて、住民から監査の請求があった場合に監査する。

3 監査の期日及び対象

監査の期日及び対象は、別表のとおりとする。なお、例月出納検査については、毎月24日に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、期日を変更する。

4 監査の執行通知

監査期日のおおむね1ヶ月前までに町長及び監査の対象となる機関（以下「町長等」という。）に通知する。

5 監査の執行

監査の資料及び関係書類・帳簿は下記に定める日までに提出を求め、事務局による予備監査を行う。当日は関係職員の出席を求め監査を執行する。

- | | | |
|-----|-----------|-------------|
| (1) | 定期監査、行政監査 | 監査期日の14日前 |
| (2) | 例月出納検査 | 検査期日の5日前 |
| (3) | 上記以外の監査 | 監査委員が別に定める日 |

6 監査結果報告及び公表

監査執行後、監査の結果については、速やかに議会及び町長等に報告し、大泉町監査委員条例第7条及び大泉町監査基準第17条の規定により公表する。

別 表

令和 8 年度 大泉町監査年間計画表

令和 8 年 3 月 2 5 日 決定

期日	監査の種類	その他	監査対象
4 月	例月出納検査(4/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
5 月	例月出納検査(5/25)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
6 月	例月出納検査(6/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
7 月	定期監査		① 住民経済部 （住民課、国保年金課、経済振興課、農業振興課）・ 農業委員会事務局 ② 都市建設部 （都市整備課、土木管理課、公園下水道課、環境整備課）
	例月出納検査(7/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
8 月	決算審査（基金の運用状況審査含む）(8/17～20)		全部課局
	健全化判断比率等審査	決算審査最終日	企画部財政課
	例月出納検査(8/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
9 月		9 月定例会	
	例月出納検査(9/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
1 0 月	定期監査		③ 教育部 (教育管理課、教育指導課、教育保育課、生涯学習課)
	例月出納検査(10/26)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
1 1 月	定期監査		④ 企画部 （企画戦略課、財政課、財産管理課、情報政策課、多文化協働課）・ 会計課
	例月出納検査(11/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
1 2 月	財政援助団体等監査		財政援助団体等
	例月出納検査(12/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
令和 9 年 1 月	定期監査		⑤ 総務部 （秘書室、総務課、安全安心課、税務課、収納課、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会を含む）・ 議会事務局・監査委員事務局 ⑥ 福祉子ども部 （福祉課、子ども未来課、高齢介護課、健康づくり課）
	例月出納検査(1/25)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
2 月	財政援助団体等監査		財政援助団体等
	例月出納検査(2/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計
3 月		3 月定例会	
	例月出納検査(3/24)		会計管理者・会計課・公共下水道事業会計

※上記のほか、監査委員が必要と認める時は随時監査を実施します。